

教育厚生

多様な保育事業者が 参入するための条例制定



教育厚生常任委員長
西村 将伸

条例制定

これらの保育事業に関する条例制定は、平成24年8月に「子供・子育て関連3法」が成立したことによるもので、待機児童ゼロを目指すために、民間施設の設備や運営、許可基準を整えるための条例制定です。

●黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例制定

家庭的保育事業等を市町村

を、児童福祉法に位置付けられたため、条例として認可基準を定めるもの。

●黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定
市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが給付条件となるもので、給付を受ける対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準を定めるもの。

●黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定

保護者が保育所の利用を希望する場合、保護者は、保育の必要性の認定に係る申請を行い、それを受けた市町村では客観的基準に基づき「保育の必要があるか」、保育時間は「どれくらい必要か」などの保育の必要性を認定すること



お昼寝タイムで夢の中です（大方くじら保育所）

となりません。

この「客観的な」認定基準を定める条例案です。

この条例の対象となる施設は、現在のところ黒潮町にはありませんが、こうした条例制定を適用するような町になれば良いとの説明もありました。

なお、この法律の施行は平成27年4月の予定です。



耐震工事とあわせて改修中の佐賀町民館

●一般会計補正予算

■町民館運営費 337万円

佐賀町民館の雨漏れの改修工事費です。

■中学校管理費 109万円
教室へのエアコン整備による電気料金の補正です。

●児童福祉費 181万円

保育入所者の予定が296名から308名に増えたことによる賄材料費です。